

青森県報

第四千百五十六号

平成二十八年
六月六日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県 民 生 活 課) …… 二
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告……………(同) …… 二
 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 局) …… 二

右 同……………(同) …… 三

右 同……………(中 南 地 域 局) …… 三

右 同……………(上 北 地 域 局) …… 三

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(西 北 地 域 局) …… 三

土地改良区の役員の就任……………(上 北 地 域 局) …… 四

土地改良区の定款変更の認可……………(同) …… 四

収用委員会

公示による通知……………(監 理 課) …… 四

告 示

青森県告示第四百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 株式会社佛誠堂	主たる事務所の所在地又は住所 五所川原市字本町三	居宅サービスの種類 訪問介護	名称又は住所 株式会社佛誠堂	居宅サービス事業を行う所 五所川原市字本町三	指定年月日 平成二六・五・三五
----------------	-----------------------------	-------------------	-------------------	---------------------------	--------------------

青森県告示第四百一十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 株式会社佛誠堂	主たる事務所の所在地又は住所 五所川原市字本町三	介護予防サービスの種類 訪問介護	名称又は住所 株式会社佛誠堂	介護予防サービス事業を行う所 五所川原市字本町三	指定年月日 平成二六・五・三五
----------------	-----------------------------	---------------------	-------------------	-----------------------------	--------------------

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年五月二十三日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十和田歴史文化研究会

- 三 代表者の氏名
小笠原 馨

- 四 主たる事務所の所在地
十和田市東二番町五の五

- 五 定款に記載された目的
この法人は、十和田市及び周辺地域住民に対し、十和田地域の歴史文化遺産等を調査研究し、それを次世代に伝える活動等を行うことによつて、地域の夢と誇りを培い、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年五月十九日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あもりIT活用サポートセンター

- 三 代表者の氏名
大浦 雅勝

- 四 主たる事務所の所在地
弘前市大字百石町三八の一

- 五 定款に記載された目的
この法人は、青森県内で暮らす人や企業に対してIT・Webの活用（リテラシー）の啓蒙すること、及びIT・Webの教育を行う事業を行い、IT・Webによる人々の豊かな暮らしや企業の経営活動に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社電設工業社

- 二 代表者の氏名 今川 銈子

- 三 主たる営業所の所在地 青森市本町二丁目一の三六

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一八五二号

- 五 取消年月日 平成二十八年五月十六日

- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工業業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となつた事実
平成二十八年五月十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成二十八年五月十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社大栄設備工業
- 二 代表者の氏名 磯野 繁秋
- 三 主たる営業所の所在地 青森市筒井二丁目一五の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第四八四二号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社セーフティテック
- 二 代表者の氏名 相馬 敏
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字撫牛子二丁目四の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第一七六一〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月二十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中徳建設
- 二 氏名 中村 徳美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字芋ヶ崎八〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二七）第九七二三号
- 五 取消年月日 平成二十八年五月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

西北地域県民局長 山本 馨

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	清野 道雄	西津軽郡鰯ヶ沢町大字館前町字山口一	平成六・三三

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

上北地域県民局長 山田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	姥名 光人	上北郡東北町大字上野字久保五の四	平成六・三三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月六日

上北地域県民局長 山田 裕

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十八年六月六日

青森県収用委員会会長 赤津 重光

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けなければならない者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県県土整備部監理課内
- 四 その他

一 の書類は、平成二十八年六月二十日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

迎洲

田 中 研 一	住 所
	住所不明 ただし、住居上の住所地 無沢町鰯ヶ沢大字一丁目40番3号 むたかビル 201号

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------